

4. 指定有害動植物の防除に係る指導の実施体制並びに市町村及び農業者の組織する団体その他の農業に関する団体との連携に関する事項

病害虫防除の推進体制

(1) 推進体制

本府における効果的な病害虫防除を推進するため、府（農政室、各農と緑の総合事務所）、地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所、市町村及び農業者団体（各農業協同組合）、関係団体（大阪府植物防疫協会、大阪府農業共済組合、大阪府農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会大阪府本部、大阪府農薬卸商協同組合、全国共済農業協同組合連合会大阪府本部）は、(2)の役割のもと、相互に密接な連携を図るものとする。

(2) 府関係機関・市町村、関係団体の役割

1) 府関係機関

府関係機関は、本府における効果的な病害虫の防除を図るため、相互に情報を共有し病害虫の発生状況を的確に把握するとともに、発生予察情報等の提供や発生状況に応じて関係機関が連携し農業者等に適時・適切な防除指導等を行う。

また、課題となる病害虫の防除技術の開発や総合防除の普及の考え方を踏まえ、環境への負荷を軽減した防除技術の開発・普及等を推進する。

なお、情報等の迅速な提供のため、ICT（情報通信技術：電子メール、SNS等）やプレスリリース、公式ホームページの活用を積極的に行う。

2) 市町村

市町村は、総合防除計画に沿って農業者等へ総合防除の内容等を周知し、市町村区域内における病害虫防除の効果的な防除を推進する。

3) 農業者団体及び関係団体

農業者団体及び関係団体は、府や市町村と連携し効果的な病害虫防除の推進に係る事業に協力するとともに、必要に応じ農業者等への指導・助言を行う。

5. その他必要な事項

本府ではスマート防除技術体系の活用や、リスクの高い化学農薬からリスクのより低い化学農薬への転換を段階的に進めつつ、化学農薬のみに依存しない総合的な病害虫管理体系の確立・普及等を図るために各種資料を作成してきた。ここではそれらの一部を紹介する。

また各作物別の化学農薬の適正な使い方をも含めた「大阪府病害虫防除指針」を毎年更新し、別途「府病害虫防除グループ WEB ページ」にて公開しているので合わせて参照されたい。

- 1 (参考資料 1) 太陽熱利用による土壌消毒(太陽熱消毒)
- 2 (参考資料 2) 抵抗性台木を利用した病害虫防除
- 3 (参考資料 3) 環境にやさしい病害虫防除